

地域密着型通所介護 サービス内容説明書

デイサービスエブロンが、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

通所介護サービスの内容

曜日	月・火・水・木・金・土	時間帯	8:45～17:15
内容	①日常生活動作能力の程度により必要な身体介護 ②入浴 ③食事 ④機能訓練等 ⑤口腔ケア ⑥アクティビティ（体操、音楽活動、レクリエーション、作業的活動、行事的活動等） ⑦送迎 ⑧生活相談等		

- ① サービスの提供にあたっては個別サービス計画書に基づき、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、丁寧に行ない、わかりやすいように説明します。わからないことがあったら、いつでもスタッフにご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。
特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを 사용합니다。
- ④ 車椅子乗車のご利用者様には安全面を考え、車椅子にあったヘッドレストの着用をお願いしております。

利用料

※別紙参照でお願いします。

キャンセル料

利用者のご都合により、通所介護をキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料をいただきます。ただし、病状の急変などで入院された等、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

ご利用日の前営業日午後5時までのキャンセル	無料
ご利用日の前営業日午後5時以降のキャンセル	930円(食事代)

※都合により留守電対応となる場合があります。ご了承ください。

<健康上の理由による中止>

- ① 風邪、インフルエンザ等の感染症に罹患されている場合はサービスの提供をお断りする場合があります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービス内容の変更または中止をすることがあります。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止する場合があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

- ※ サービス利用中に容態の変化があり、救急車を要請した場合、職員は同乗できませんのでご了承ください。やむ得ず同乗する際には、帰りの交通費実費を頂きます。
- ※ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

- ④ 他利用者の生命又は健康に重大な影響を与えるような行為があった場合。

保険給付請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

その他

介護保険法上、

- ①医療行為を行なうことはできません。医療的、治療的なりハビリテーションも行うことができません。
- ②年金等の管理や金銭の貸借などはできません。

地域密着型通所介護 重要事項説明書

当事業所の提供するサービスについての相談窓口は以下のとおりです。

ご不明な点は、何でもおたずねください。

電話 03-6915-9320

1、事業者概要

事業者名称	NPO法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン
所在地	練馬区石神井町8-53-24
代表者名	猪狩英則
設立年月日	平成6年9月17日 法人認証：平成11年12月15日
電話番号	03-6915-9315
ホームページアドレス	http://npo-epuron.org
実施している その他の事業	・指定居宅介護支援（東京都指定第1372009280号） ・指定訪問介護（東京都指定 第1372002533号） ・指定障害福祉サービス（居宅介護） （東京都指定 第1312000449号） ・自立援助サービス（NPO・ACT 提携 会員制） ・練馬区指定介護予防・生活支援サービス （訪問型サービス、通所型サービス） ・練馬区委託事業（いきがいデイサービス、食のほっとサロン）他

2、事業所概要

名称	デイサービスエプロン		
指定番号	練馬区指定 第1372006997号		
所在地	練馬区石神井町8-53-24		
電話番号	03-6915-9320	FAX番号	03-6915-9316
開設年月日	2009年12月 1日	管理者氏名	松野亜矢子
利用定員	13名	サービス提供地域	練馬区

3、事業所の設備概要

食堂兼機能訓練室	1室 39㎡	静養室	1室 1床
	普通浴	相談室	1室
送迎車	・福祉車両 1台 ・軽車両1台		

4、運営規定の概要・・・事業の目的と運営方針

目的	この規定は、NPO法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロンが開設するデイサービスエプロン（以下「事業所」といいます。）が行う指定地域密着型通所介護及び練馬区日常生活支援総合事業（以下「練馬区総合事業」といいます。）の各事業（以下「指定地域密着型通所介護等」といいます。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が介護保険法令に従い、ご利用者（契約者）に対してその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、通所介護・介護予防通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	・ご利用者の人格および意思を尊重し、ご本人の意欲を高めるような働きかけを行ないます。 ・ご利用者にとって仲間と一緒に楽しい時間を過ごせる、居心地の良い場所を提供します。 ・ご利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持に必要なサービスを行います。 ・ご利用者がその持てる力を生かしながら参加できるサービスを行います。 ・ご家族の身体的、精神的負担軽減のために必要なサービスを行います。 ・スタッフの研修を行ない、サービスの質の向上に努めます。 ・関係各機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

5、職員体制 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	業務内容	人数
管理者	運営管理	1名（常勤・生活相談員兼務）
副管理者	運営管理	2名（常勤・生活相談員、介護職員兼務）
生活相談員	相談及び苦情処理、送迎時の介助等	6名（常勤兼務4、非常勤兼務2）
介護職員	送迎、入浴等の介護業務	16名（常勤兼務3、非常勤兼務4 非常勤9）
看護師	健康管理、保健指導機能訓練等	3名（非常勤3 機能訓練指導員兼務）
調理職員	給食業務	7名（介護職員兼務2 事務職員兼務1 非常勤4）
事務職員	庶務	2名（常勤・生活相談員兼務1 非常勤1）
運転職員	送迎車運転業務	8名（常勤介護職員兼務1 非常勤介護職員兼務7）

6、営業時間

月、火、水、木、金、土曜日 8:30～17:30（サービス提供時間8:45～17:15）

※ 月～土の祝祭日は営業しております。

※ 12月29日～1月3日は休業日とさせていただきます。

7、サービスのご利用にあたって

- ①時間延長・短縮の可否…相談に応じます。
- ②送迎時間の連絡…変更時は連絡いたします。
- ③持ち物…連絡帳、上履き、歯ブラシ（上履きと歯ブラシはこちらでお預かりします）
着替えとタオル・バスタオル（入浴される方のみ）、杖、お薬等

ご注意 ・必要のない物（お金、宝飾品等、お菓子等の飲食物）はお持ちにならないようにお願いします。

8、利用料

利用料について、詳しくは、サービス内容説明書をご覧ください。

- ①介護保険適用サービス・・・利用料の1割ないし2割、3割が自己負担です。
 - ・負担割合を確認するため、毎月、区が交付する負担割合証をご提示ください。
- ②介護保険支給限度を超えるサービス・・・全額自己負担です。
- ③介護保険外サービス・・・全額自己負担です。
- ④食費、おむつ代、趣味活動、行事参加費等・・・全額自己負担です。
- ⑤キャンセル料・・・利用日の前営業日の午後5時以降のキャンセルは食事代相当分をいただきます。

9、緊急時の対応

サービス提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。ご利用者様には契約時に緊急連絡先を届け出て頂きます。変更があった場合はお申し出ください。

※救急車を要請した場合、原則として職員は同乗できません。やむ得ず同乗する場合は、帰りの交通費実費を頂きます。

10、臨時休業について

台風、大雪等の悪天候時、地震等の災害時等は、ご利用者の安全を最優先し臨時休業させて頂くことがあります。

11、事故発生時の対応方法について

サービス提供中に、ご利用者に事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当介護支援専門員、区市町村等に連絡をし、必要な措置を講じます。また、サービスの提供中にご利用者の責めに帰すべき事故が発生した場合は、損害賠償をお願いする場合があります。事故が生じた場合には、事業者はその原因を解明し、再発防止策を講じます。なお事業者は、損害賠償保険に加入しています。

12、サービスについての相談・苦情等について

提供した介護サービス等に関するご利用者様からの相談・苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口を次ページの通り設置します。事実関係を調査し、改善措置を講ずるとともにご利用者様及びご家族様に説明させていただきます。

13、ご利用者様の個人情報について

「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに勤めます。

事業所が得たご利用者様の個人情報については、事業所での指定地域密着型通所介護等提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者様又はその代理人様の了解を得た場合のみとします。**※別紙にて説明させていただきます。**

14、虐待防止のための措置

デイサービスでは、虐待防止等に係る対策を検討するための委員会を定期的開催し、職員に十分に周知しています。また、虐待防止のための研修を定期的実施し、虐待の発生及び再発を防止するための措置を講じています。

15、サービスの終了(契約の終了)

ご利用者様の都合で利用を終了される場合、サービス終了を希望される日の一ヶ月前に文書などでお申し出ください。

サービスの自動終了

- ・ご利用者様が、介護保険施設等に入所された場合、お亡くなりになった場合。
- ・ご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

以下の場合、デイサービスからの文書等により即座にサービスの終了とさせていただきます

- ・正当な理由なく、ご利用料金の滞納を2ヶ月間された場合。
- ・ご利用者様が入院、又は病気等により、2ヶ月以上サービスをご利用になれないことが明らかである場合。
- ・ご利用者様、又はそのご家族が、当施設や当施設の従業員又は他の利用者様に対して、暴言、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ、言葉も含む）、暴力等の不適切な言動をし、本契約を継続しがたい場合。
- ・ご利用者様、又はそのご家族が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、改善の見込みがない場合。
- ・デイサービスが、閉鎖又は縮小する場合。

16、非常災害対策

非常災害に関しての防災設備を備えるとともに、定期的に避難訓練や防災訓練を行い、利用

者の皆様にも参加して頂いています。非常災害時には職員の指示に従ってください。サービス利用時間中に災害が発生し、デイサービスから利用者様をご自宅にお送りできない場合は、ご家族にお迎えを要請することがあります。

12、サービスについての相談・苦情申立窓口・・・提供した指定地域密着型通所介護等に関するご利用者様からの相談・苦情に対して、以下のように窓口を設置します。

事業者の窓口	〒177-0041 練馬区石神井町8-53-24
	電話 03-6915-9320
	FAX 03-6915-9316
	受付時間 平日午前9時～午後5時
	担当 管理者 松野亜矢子
練馬区	介護保険課 03-3993-1111（区役所大代表） 保険福祉サービス苦情調整委員 03-5984-1472
地域包括支援センター	石神井地域包括支援センター 電話03-5923-1250
東京都国民健康保険団体連合会	介護保険部相談指導課 電話 03-6238-0177（苦情受付専用電話）
第三者評価の実施状況	未実施

年 月 日

事業 者	地域密着型通所介護サービスの提供開始にあたり、事業者はご利用者に対してサービス内容説明書および重要事項説明書に基づいてサービス内容および重要事項について説明し、交付いたしました。	
	説明者	
	事業者名	デイサービスエプロン（練馬区指定 第 1372006997 号）
	住所	〒177-0041 東京都練馬区石神井町 8－5 3－2 4
	管理者	松 野 亜 矢 子

利 用 者	私は、サービス内容説明書および重要事項説明書に基づいてサービス内容および重要事項について説明を受け了承し、交付を受けました。	
	利用者氏名	
	代理人 代筆者	